

# のるものか うまい話と くちぐるま ～ 悪質商法から身を守るために ～

うまい話には、ウラがあります。大切な資金や貯金をなくさないためにも、「儲け話」や「悪質商法」には注意しましょう。突然の訪問・電話による勧誘があったら、まず一呼吸置いて、冷静になって対応しましょう。



## 知っておきたい代表的な「悪質商法」

- 利殖勧誘事犯  
「元金保証」「高配当」をうたい文句に多数の人から高額の出資を募り、お金を騙し取る犯罪です。
- 送り付け商法(ネガティブ・オプション)  
注文もないのに勝手に商品を送り付け、代金を請求する商法で、代引配達で家族宛の配達物であれば、代金を支払ってしまうことが多く見られます。
- 検住宅リホーム詐欺商法  
「無料点検中」などと言って勝手に入り込み、不要な工事をしたり、高額な商品売り付ける商法です。
- キャッチセールス  
駅のコナコースや繁華街で「イベントのモデルになりませんか」「アンケートにご協力ください」などと、若い女性に声をかけて呼び止め、高額な商品の購入を強引に勧める等の商法です。
- マルチ商法
- 資格商法

困ったときの消費生活相談窓口

よいくらし

**悪質商法110番 052-951-4194**

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の  
午前9時30分から12時 午後1時から4時